

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	本事務は、児童手当法の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第26、30、74、75、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部子ども応援課
②所属長の役職名	子ども応援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民情報システムの使用は、職員の顔認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定している。また、システム側において必要最低限の参照範囲になるよう、担当する業務により職員のアクセス権限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 関連情報 5. 評価実施機関における担	牛田 彰和	林 真吾	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検 無	自己点検 有	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅳ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目	2020/10/1	2021/4/1	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	Ⅰ 関連情報 5. 実施機関に おける担当部署 ②所属長の	福祉課長 林慎吾	福祉課長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 5. 実施機関に おける担当部署 ①部署	生活福祉部福祉課	生活福祉部子ども応援課	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 5. 実施機関に おける担当部署 ①所属長の	福祉課長	子ども応援課長	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ③	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム	事後	申請管理システム(ひつたり サービス)利用開始のため。
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対 象人数	令和5年6月1日時点	令和8年3月2日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和5年6月1日時点	令和8年3月2日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅳ リスク対策 9. 人手を介在させる業務	記載無し	人手を介在させる作業はない	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載無し	3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策 十分である	事後	必要箇所の修正
令和8年8月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、申請管理システム、サービス検 索・電子申請機能	事後	マイナポータルのサービス検 索・電子申請機能の利用開始 のため。
令和8年8月26日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和8年8月26日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	豊山町 企画調整部企画課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事前	必要箇所の修正